

会報 No.395 令和3年2月1日(月) 発行

めぐる青色

ネモフィラ
「めぐる青色申告会の花」
としてこれから応援して
いきます

撮影: Y.F

発行: 一般財団法人 めぐる青色申告会 発行責任者: 専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL: 03 (3713) 1141代 FAX: 03 (3713) 1185
HP: www.meguro-aoiro-forum.com

本財団コロナ対策と来局される皆様へお願い

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、
本財団では下記の対策を行います。

【本財団の主な対策】

- ◎フェイスガード、マスクの着用
- ◎備品や室内の消毒、消毒液の設置
- ◎会場内の換気、空気清浄機、加湿器の設置等

【来局される皆様へお願い】

- ◎密を避けるため、決算内容の分かる方お一人で、必ずマスク着用の上ご来局をお願いします
- ◎体調の優れない方は来局を控えてください(37.5℃以上の熱、咳、のどの痛み等)
- ◎体温測定の結果などにより受講をお断りする場合があります
- ◎換気のため、会場が寒い可能性があります。暖かく、体温調節できる服装でご来局ください
- ◎ボールペン、電卓、眼鏡等の貸し出しは行いませんので、ご準備ください

令和 〇〇 年分の 所得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の

申告書 B

令和2年分 決算・個人サポート

予約は
お済みですか?

令和2年分決算・個人サポートのご予約はお済みですか?

まだの方は 令和2年12月に配布した予約申し込みのお知らせ
(イメージ左上)をご覧ください(HPに掲載あり)

【予約方法】

- ①ファックス (本4ページ目、利用可)
- ②インターネット (www.meguro-aoiro-forum.com)
- ③ハガキ (要 切手貼付)

①②③のいずれかでお早めにご予約ください

e-Tax 代理送信をご希望の方は、東京税理士会目黒支部のご
協力により、2月中にサポート受講終了の方が対象予定です。*※ 税制改正(青色申告特別控除65万円など)、コロナ感染拡大防止のため
対応を変更する場合のあることをご了承ください。

2

2021/FEBRUARY

令和2年分の所得税確定申告より、青色申告特別控除額、基礎控除額が下記の通り変更となります 特に 青色申告特別控除 (65万円・55万円) の適用を希望する方へ

令和2年分より、青色申告特別控除、基礎控除額が下記の通り変更となります。

改正前(令和元年分申告まで)				改正後(令和2年分申告以後)			
控除額			要件	控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1) 正規の簿記の原則で 記帳(複式簿記) (2) 貸借対照表と 損益計算書を添付 (3) 期限内申告	65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の[65万円控除]の要件】 + e-Taxによる 又は 電子帳簿保存 電子申告 * 1
55 万円	48 万円	103 万円		55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の[65万円控除]の要件】
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の[10万円控除]の要件】

* 1 令和2年分より電子帳簿保存を行うためには、令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受け、同年12月31日までの間に仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付及び保存を行う必要があります。

めぐろ青色申告会 の「青色申告特別控除(65万円)」対応について

1. 「決算・個人サポート」受講の方

- ① e-Tax(代理送信)による電子申告をご希望の方は2月末(予定が早まることあり)までにサポートが終了するよう受講日を予約してください。ただし、決算内容や資料不足、送信件数などによりお断りする場合があります。
- ② 上記①において電子申告できなかった場合、決算サポート後、e-Tax(本人送信)による電子申告が本財団において手続きできるよう準備予定です。
その際、マイナンバーカード(写真付)、パスワードが必要です。
- ③ 上記①②どちらもできなかった場合、電子帳簿保存の承認申請書(税務署の收受印のある申請書)が必要です。(R2年12月末までに申請している方のみ対象)

～「決算・個人サポート」受講で青色申告特別控除65万円適用を受けるためには～

- ① e-Tax(代理送信)による電子申告の期限に間に合うよう受講
- ② e-Tax(本人送信)による電子申告の為、マイナンバーカード(写真付)、パスワードを準備
- ③ 電子帳簿保存の承認申請書(税務署の收受印のある申請書)を準備



2. 検印だけをご希望の方

- ① 適用要件が電子帳簿保存による方は、電子帳簿保存の承認申請書(税務署へ提出済)を確認いたします。提示がない場合は検印できません。必ずご準備ください。
- ② ご自宅等でe-Tax(本人送信)による電子申告された場合は、検印できませんのでご了承ください。

● e-Tax(代理送信)希望の方は、2月末(予定が早まることあり)までのサポートとなります

●お気をつけください！

決算・個人サポート 期間中の 税の質問は…



◎国税庁のHP タックスアンサーで確認する
<https://www.nta.go.jp>

◎目黒税務署 自動音声サービスを利用する

①03-3711-6251へ電話

②自動音声に従い「0」を選択

③相談内容に応じた番号選択

*本財団では、職員がサポート対応の為、電話での質問にお答えできません。

*お昼休み、1時からの予約対応の為、11:45～13:15は電話に出ることができません。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

譲渡・交換 買い替えが あった方

税務署のベルサール渋谷ファーストの相談会場で「譲渡所得の内訳書」を作成の上、予約日にご来局ください。

※本財団では譲渡サポートは実施していません。

新築・改築が あった方

↓本財団で事前サポート↓
↓を受けていない方は↓

必要書類（特に工事内容がわかる見積書等）をもって、**2月中に受講してください。**受講が複数回必要です。

注意！

65・55万円青色申告特別控除の適用を希望される方へ 貸借は一致していますか？

貸借対照表が不一致の状態をサポートを受講された場合は、10万円控除とさせていただきます。

*決算・個人サポート受講4回目になる方は特別会費を1,000円追加いたします。（住宅借入金控除、新築等別途10,000円特別会費対象者を除く）

※コロナ感染拡大防止のため複数回の受講はご遠慮ください。

貸借対照表が一致していない場合は、ご自身で一致させてからサポートを受けてください。

総勘定元帳の ①現金残高が一日でもマイナスとなっている
②預金残高が通帳残高と違っている
③借入金残高が残高明細書と違っている
④各勘定科目の残高がマイナスとなっている など
限られた時間内にサポート員が一年分の帳簿を全てチェックするのは時間的に不可能です。



消費税個人サポート

注意！



令和元年分の申告より区分経理等の対応が必要となっています。
税率別に区分経理して受講をしてください。

◆税率別区分経理について

課税、非課税に区分した上で、課税となるものは旧税率8%、新税率10%、軽減税率8%に区分経理、集計します。消費税個人サポート時には、区分表に記載が必要です。

◆領収書・請求書発行時の注意

領収書（レシートを含む）や請求書を発行する際には、**適用税率と金額の記載が必要な場合があります。**

◆領収書受領時の注意

税区分別に金額が記載されているか確認し、不明な場合は先方へ問い合わせ確認してください。
補記できる部分もあります。



令和2年分決算・個人サポート ファックス予約申込書

予約日時 月 日 時

★階段移動が困難で、1階でのサポートを希望〈□する〉

会 員 No.

会 員 名

住 所

電 話 ()

携帯電話

※この用紙に直接記入し、送信ください。

送信後は本人控えとして、予約当日に
受付にご提出ください。※送信ミスのないよう送信記録をご確認
ください。※希望日時が定員に達して、予約できな
いときのみ、事務局からご連絡いたし
ます。

業 種

重要事項

適切なサポートのために必要です。必ずご記入ください。

1～15で該当する番号をすべて○印で囲んでください。〈 〉内は
いずれかを○で囲み、下線部には必要事項を書き込んでください。

1 下記2～15に該当しない（記入もれが多いため該当者は必ず○印を）

〈事前サポート予約 ↓〉

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 2 新規開業の方：令和2年_____月に開業した | (済 ・ 未) |
| 3 建物を新築した | (済 ・ 未) |
| 4 大きな修繕をした：_____万円程度 | (済 ・ 未) |
| 5 土地・建物等を購入した | (済 ・ 未) |
| 6 相続があった | (済 ・ 未) |
| 7 車を購入（または買換）した | (済 ・ 未) |
| 8 青色申告特別控除65・55万円の適用〈 継続 ・ 初めて 〉 | (済 ・ 未) |
| ・電子帳簿保存申請 | (済 ・ 未) |
| ・マイナンバーカード（写真付）取得（e-Tax〈本人送信〉の際必要です） | (済 ・ 未) |

※初めての方で事前サポートを受けていない方は、ご自身で貸借対照表
を一致させてからご来局ください。

65・55万円控除適用のための複数回受講はお断りする場合があります。

※代理送信は日程等により、希望に添えない場合があります。

- 9 土地・建物等を売却（または買換）した ※事前に作成済の「譲渡所得の内訳書」をお持ちください。
- 10 本財団に令和2年4月以降に入会した
- 11 令和2年3月以前からの会員で初めて受講する
- 12 特定口座以外の株式等の譲渡があった ⇒ 税務署にて、計算書を作成してきてください。
- 13 特定口座の株式等譲渡〈 有 ・ 無 〉
- 14 令和2年中に〈 休業 ・ 廃業 ・ 事業主死亡 〉した
- 15 同日に家族の方もサポートが必要な方 → _____人分
※お名前、業種をご記入ください

お名前：_____ 業種：_____

消費税の個人サポートは3月18日（木）午後より3月31日（水）までです。〈完全予約制〉

R3.2 4・4 (6500)

※決算・個人サポート予約…この予約申込書に必要事項をご記入いただき、ファックスでお送りください。

ファックス予約申込書・キリトリ線